公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について，建設業法第29条の5第1項の規定により，次のとおり公告します。
令和4年9月12日

【注意事項】
・廃業届の提出による取消処分であり，違法行為等による取消処分ではありません。
・一覧にある業者の中には，一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1　処分の内容
　建設業法第29条第1項の規定による取消し

2　処分の原因となった事実
　建設業を廃業した旨の届出があり，このことが，建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3　処分年月日，許可番号，商号又は名称，代表者氏名，主たる営業所の所在地及び取り消した許可
　次の表のとおり
　※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地		全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和4年7月1日	広島県知事（　般 ー　1）第　32881　号	(有)マツムラ住設工社	松村　日出雄	広島県庄原市	宮内町1372	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年7月1日	広島県知事（ 般特 ー　2）第　23748　号	竹信電設工業(株)	竹上　泰成	広島県福山市	南手城町4－26－5	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年7月1日	広島県知事（　般 ー　2）第　33235　号	(有)タイケンプランテック	石村　朱沙子	広島県福山市	藤江町5437	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年7月7日	広島県知事（　般 ー 31）第　27355　号	(有)新林	新林　裕章	広島県広島市東区	戸坂山根3－8－3	一部廃業	石，しゆ，水
令和4年7月8日	広島県知事（　般 ー 29）第　24313　号	東方金属(株)	仁井岡　武十郎	広島県呉市	広多賀谷3－3－4	一部廃業	管
令和4年7月13日	広島県知事（　般 ー 29）第　38579　号	(有)アートソーイングたなべ	田部　亜紀	広島県広島市安佐南区	長束1－1－11	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年7月15日	広島県知事（　般 ー 30）第　38737　号	(株)三木建設	三木　麻衣	広島県広島市佐伯区	石内北3-7-7	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年7月15日	広島県知事（　般 ー 29）第　38541　号	タカモリサービス	高森　博志	広島県広島市中区	吉島西2－2－41－1102	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年7月15日	広島県知事（　般 ー　3）第　37805　号	松建	奈良木　静二	広島県福山市	新市町宮内217－19	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年7月15日	広島県知事（　般 ー 29）第　29295　号	ニッタ電設(有)	日田　一登	広島県福山市	水呑町4823－910	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年7月15日	広島県知事（　般 ー　3）第　23473　号	(有)共栄電気工事	荒谷　文治	広島県世羅郡世羅町	東神崎368－20	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年7月22日	広島県知事（　般 ー　3）第　1181　号	(株)村上工務店	槙岡　達也	広島県広島市安佐南区	大町東1－3－30	一部廃業	建
令和4年7月22日	広島県知事（　般 ー 29）第　21711　号	(有)直重	有塲　和男	広島県広島市安佐南区	長束西2－5－7	一部廃業	機
令和4年7月26日	広島県知事（　般 ー　2）第　35459　号	吉田工業(株)	吉田　昌弘	広島県広島市安佐南区	祇園6－12－17	一部廃業	電
令和4年7月27日	広島県知事（　般 ー　1）第　39181　号	(株)グロォース	門田　倫弘	広島県三原市	宮浦3－24－20	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年7月28日	広島県知事（　般 ー　2）第　39618　号	富士ゼロックス広島(株)	加藤　喜之	広島市南区	稲荷町2－16	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和4年7月28日	広島県知事（　般 ー　3）第　40175　号	(株)HI－ROX	山中　宏一	広島市南区	宇品海岸1－9－6	一部廃業	建，大，左，と，石，屋，タ，鋼，筋，板，ガ，塗，防，内，絶，具
令和4年7月28日	広島県知事（　特 ー 29）第　38365　号	西部産業(株)	西本　槙一	広島県広島市西区	古田台2－13－18	一部廃業	解
令和4年7月28日	広島県知事（　般 ー 29）第　34068　号	(株)石松	石川　百合子	広島県呉市	栃原町188－2	一部廃業	建，大，屋，タ，内